口座振替について

【教育部】

原則 **25 日**に当月分を引き落としいたします。（土、日、祝日の場合は、翌営業日）

4月分	令和8年　4月 27 日	10 月分	令和8年　10 月 26 日
5月分	令和8年　5月 25 日	11 月分	令和8年　11 月 25 日
6月分	令和8年　6月 25 日	12 月分	令和8年　12 月 25 日
7月分	令和8年　7月 27 日	1月分	令和9年　1月 25 日
8月分		2月分	令和9年　2月 25 日
9月分	令和8年　9月 25 日	3月分	令和9年　3月 25 日

【保育部】

原則**月末**に当月分を引き落としいたします。（土、日、祝日の場合は、翌営業日）

4月分	令和8年　4月 30 日	10 月分	令和8年　11 月2日
5月分	令和8年　6月1日	11 月分	令和8年　11 月 30 日
6月分	令和8年　6月 30 日	12 月分	令和9年　12 月 25 日
7月分	令和8年　7月 31 日	1月分	令和9年　2月1日
8月分	令和8年　8月 31 日	2月分	令和9年　3月1日
9月分	令和8年　9月 30 日	3月分	令和9年　3月 31 日

【ご確認ください】〈保育部・教育部共通事項〉

■上記振替日は公立こども園及び保育園が対象となります。私立こども園は各園にご確認ください。
■土曜給食、延長保育、預かり保育等の利用料は、利用月の翌月に口座振替をします。
■保育料・給食費の支払いは原則として口座振替となりますので、未登録の場合は金融機関窓口でお手続きをお願いします。また引落しがスムーズに行われるよう、残高確認にご協力ください。

〈給食費について〉

■3～5歳児クラスのお子さんは、給食費がかかります。
・教育部…主食費 500 円、副食費 3,100 円
・保育部…主食費 500 円、副食費 4,500 円
※1～5階層及び6階層の教育部、要保護世帯（ひとり親、在宅障害者のいる世帯）は副食費が免除になります。また伊豆市独自の施策により、第3子以降はすべての階層で副食費が免除になります。